

平成 21 年 7 月 3 日
東 北 大 学

理学研究科大学院生自死に係る再発防止策について

1. 事実経過と調査委員会の調査結果

2008 年 8 月 28 日(木)に、滋賀県内で大学院理学研究科博士課程後期 3 年の課程の学生(以下、当該院生)が自死した。

本学ではこの事実を重く受け止め、理学研究科に調査委員会を設置して、自死にいたる原因並びに研究指導上の問題点等について調査を行い、その結果を調査報告概要として、2009 年 5 月 13 日に記者会見の席上で公表した。

その中で、「当該院生の指導教員である准教授の、当該院生に対する研究指導が不適切だったことにより、当該院生は、准教授の指導の元での学位取得に希望を抱けず、結果として、本人の将来の人生に何ら明るい展望を見いだすことができずに、自死に至ったものと思われる。」と結論している。

本学では、一人一人の学生に適したより良い指導方法に改善するため、学務審議会において全学の状況を調査し、良い指導モデルを公開して、各研究科の指導システム改善に役立てるよう努力を重ねてきたところである。

しかし、残念ながら今回の不幸な事態が発生した。本学ではこの事態を重く受け止め、現在のシステムの問題点並びに本学の責任を明らかにし、それを改善することにより、このような事態が再び起こらぬよう再発防止に向けた更なる方策を講じることとした。

博士課程後期の学生は、将来の自立した研究者として育成するため、自主性を尊重した研究指導を行ってきた。このような自主性尊重は問題発見、課題解決型の人材育成を標榜する本学として重要なことであるが、一方においては放任という問題に陥る可能性がある。

また、アドバイザリーボードは自主性尊重の考え方に立ち、「問われたことに対する指導」という受動的指導システムであったが、改善の必要性があることが判明したため、従来と異なった考え方に立ち、自主性を尊重しつつも学生に対する能動的なアドバイスをすることとする。

2. 再発防止策

【理学研究科における再発防止策】

(1) アドバイザリーボード（複数指導教員制度）活動の充実と機能拡大

既に本部局で制度化されている大学院学生に対する「アドバイザリーボード」活動を充実させる。具体的な改革内容としては、①アドバイザリーボードの副指導教員を学生が希望できるシステムに改善すること、②研究面の指導のみならず生活全般に関するアドバイスを学生が受けられるよう機能を拡大する。

(2) 学位授与プロセスへの理解の徹底

学位授与基準、各専攻で設定している修了要件、ならびに、論文審査に関する予備審査や審査委員会の設置などのプロセスについて、教員に対しては専攻会議や教授会において周知を図るとともに、教員の流動化が進んでいる現状を鑑みて新任教職員研修において説明する。また、学生に対しては、文書化して配布するとともにオリエンテーションを通じて理解を徹底させる。

(3) 学生の情報共有化の促進

専攻の大学院教員会議において、学生の研究や生活の現状に対する意見交換を行い、個々の学生に対する情報の共有化を促進する。特に論文作成が遅れている学生や、休みがちな学生などの気づいた点について率直な意見交換を行い、不測の事態が起こらぬように改善する。

(4) 過年度学生への指導体制の強化

課程の期限内で修了しない学生については、研究の進捗状況を発表させる専攻内のセミナーを立ち上げ、そこで発表させることにより、多くの教員の助言を受ける機会を積極的に作り、指導体制の改善を図る。

(5) 教職員研修を活用した教育指導力の向上とハラスメント防止の啓発活動の強化

教職員研修を活用し、①教員一人一人の学生に対する教育における指導力を向上させるとともに、②各種ハラスメント防止に向けた啓発活動を強化する。

(6) 設置されている相談窓口の周知徹底

本学で設置している「学生相談所」、理学研究科・理学部で設置している「キャンパスライフ支援室」では、①研究上の悩みも含めてさまざまな相談を受け付けていること、②相談内容は秘密が保持されるので安心して相談できること、③そして積極的に利用することを、学生と教員に周知徹底する。

【東北大学全学における防止策】

全学的には学務審議会において、各研究科もそれぞれ教育のチェックを行い改善努力している。しかし、まだ改善をすべき点がある事も事実であり、今後も不断の努力により、学生の個性に合った指導方法に改善し、有意な人材を育成していきたい。

具体的な改善策としては、理学研究科の再発防止策をも参考にし、以下の方策を講じて再発を防止するものとする。

- (1) 分野による教育体制に違いがあり、システムを全学統一することは難しい。しかし、今後は全学的に情報を共有することにより、意識改革をして再発を防止する。
- (2) 教員の一人ひとりが、このようなことが起こりうることを認識することが重要である。教職員研修において、さまざまな事例紹介を行い、教員の意識を改革する。
- (3) 本学では学務審議会において、平成18年度から、博士課程の学位授与の円滑化に関する取組みの全学調査を行い、その結果を各研究科に対して開示している。これは間接的な指導改善をねらったものであるが、今後は更に1歩踏み込んで、各研究科に対する指導改善の勧告を行い再発防止策の一つとする。
- (4) 全学から優れた指導事例を集め、教職員研修において公表し、研究科及び教員の意識改革を行う。又、事例集を冊子にまとめ全学に配布することにより、優れた事例が各研究科に浸透し、研究指導体制の改善向上に繋げる。